鹿屋体育大学授業料特別免除に関する要項 〔関係部分のみ抜粋〕

平成23年1月12日 授業料特別免除制度等に 関する特別委員会 決 定 最終改正 令和2年3月24日

(趣旨)

第1 この要項は、鹿屋体育大学授業料等特別免除等制度に関する基本方針(平成22年7月1日学長裁定)に基づき、授業料を免除する措置(以下「特別免除」という。)に関し必要な事項について定める。

(略)

(学業成績が特に優秀な大学院学生の特別免除)

- 第5 第2に定める学業成績が特に優秀な大学院学生(標準修業年限を超えて在学する者及び長期履修学生として許可された修業年限を超えて在学する者を除く。以下同じ。)は、修士課程2年次又は博士課程に在学する者のうち、前年度1年間の学術研究活動(他機関での活動を含む。)の評価が別に定める評価基準により50点以上であって、指導教員の推薦を得て申請した者とし、各年次上位3名までとする。
- 2 学業成績が特に優秀な大学院学生の特別免除は、前期に係る授業料について行うものとし、前項による評価が75点以上の者にあっては、後期に係る授業料についても行う。

(特別免除の決定)

第6 学長は、学生委員会の議を経て特別免除を決定する。

(特別免除の取消)

第7 学長は、特別免除を受けた学生に、本学学則(平成16年規則第2号)第63条の規定に基づく懲戒処分があった場合、特別免除を取り消すことができる。

(事務)

第8 特別免除の事務は、学生課で行う。

(以下略)